

# 離婚家庭等の方に子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を支給

市子育て推進課手当・医療費給付係・内線1351

すでに実施している子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金・追加給付金)の基準日より後に、離婚等で新たに対象児童の養育者となった方で、給付金を受け取っていない方を対象に支援給付金を支給します。



## ●対象児童

令和4年3月分の児童手当の支給対象児童、または令和4年2月28日時点において支給対象者に養育される高校生等

## ●支給額

対象児童1人につき10万円  
ただし、元養育者からすでに給付金10万円の一部を受け取っている、児童のために使われているなどの場合は、その額を差し引いた額を支給します。

## ●支給対象者

現在対象児童を養育しているが、子育て世帯への臨時特別給付を受け取っていない方で、右表①～④のいずれかに該当する方(所得が児童手当の所得制限限度額以上の方を除く)。

なお、右表①～④に該当しない方でも、支給の対象となる場合があります。個別の相談も受け付けていますので、お問い合わせください。

## ●申請方法

受給の可能性があると考えられる方には、2月22日に申請書を郵送しました。必要事項を記入して、4月30日(土)(消印有効)までに郵送で子育て推進課手当・医療費給付係へ。申請書が届かない方はお問い合わせください。

①	令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、離婚等により元養育者と別居し、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方
②	令和3年9月30日時点では子育て世帯への臨時特別給付の支給対象者ではなかったが、令和4年2月28日時点では離婚等により元養育者と別居し、高校生等を養育している方
③	令和3年9月30日時点では海外在住だったが、帰国して令和4年2月28日時点では対象児童を養育している方
④	DV特例・施設特例の手続きを行っておらず給付金を受け取っていない方等

## ひとり親家庭の方へ就労を支援します

市は、ひとり親家庭を支援するため、就労に関する給付金の制度や相談窓口を設けています。



●**高等職業訓練促進給付金** 看護師・介護福祉士等の資格取得のために修業する場合に給付されます

●**対象** 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方

●**対象** 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方

●**対象** 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方

●**対象** 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方

●**対象** 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方

養育手当の支給を受けている、または同等の所得水準である▽当講座の受講が適職に就くために必要である▽過去にこの給付金を受給していない▽**対象講座** 雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等▽**支給額** 修了した対象講座受講料の60%(上限20万円、ただし1万2000円以下は対象外)

## 新小学1年生に医療証を送付します

4月に小学1年生になるお子さんがいる家庭に、①医療証(4月1日(金)から有効)を3月14日(月)に発送します。これまでの乳医療証は、4月1日から使用できなくなり



●**対象** 次の要件をすべて満たす方

## 手話通訳者養成講座

市の手話通訳者登録試験を考えている方のため養成講座です。クラスは①初級②上級③表現④専門の4つ



で、いずれもオンラインと対面での指導で、30回程度です。オンライン指導はオンライン会議ツール「Zoom」を使用します。受講するには選考会で合格する必要があります(①は面接②～④は手話表現、面接で採点)。

●**対象** 次の要件をすべて満たす方

●**日時** 選考会 4月16日(土)。時間・場所は申込者へお知らせします

●**申込方法** 4月8日(金)必着までに、往復はがきにクラス番号①～④、住所(在勤の方は勤務先名と所在地も)、氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、電話番号、メールアドレス、応募動機、返信用宛先を書いて、障害福祉課障害福祉第一係・内線1521へ

## マイナンバーカードを申請した方へ臨時交付窓口を開設

個人番号カード(マイナンバーカード)の臨時交付窓口を開設しています(事前申込制)。電子証明書の更新手続きも行えます。申込方法等くわしくは市ホームページをご覧ください。

(日)、4月3日(日)・16日(土)・24日(日)、午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)▽**場所** 市民課(市役所1階14番窓口) [市役所西側からお入りください]

## 防衛省の交付金をまちづくりに有効活用しています

市は、防衛省の交付金を活用し、公共施設の整備や市民の生活の利便性向上に役立てています。令和3年度に実施した事業は次のとおりです。くわしくは市ホームページをご覧ください。

●**特定防衛施設周辺整備調整交付金事業** 小学校体育館照明設備改修工事 第九中学校校庭整備工事 消防ポンプ自動車購入事業 高齢者インフルエンザ予防接種事業基金 子どもインフルエンザ予防接種助成事業基金 自動体外式除細動器(AED)整備事業基金

## 「市民マップ」を配布

市は、市内の地図業者と協力し、公共施設や避難所、観光情報を掲載した「市民マップ」(縮尺1万分の1、A1判)を作成しました。



次の施設で3月22日(火)から無料で配布します。

市役所(1階総合案内)、窓口 サービスセンター、健康会館、各連絡所・地域学習館・図書館・市民体育館・福祉会館